**建築確認に係る盛土規制法自主確認フロー**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入者　 資格　　　　　建築士(　　　　　)第　　　　　　　　　　　　　　号

氏名

建築確認申請を行うにあたり、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項及び第３５条第１項の規定の適合性について、以下の判定フローにより確認しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 |  | 敷地面積 | ㎡ |
| 敷地の地名地番 |  | | |

**＜盛土規制法適合性　判定フロー＞**

（□は該当するものにレ印）

**いいえ**

土地の形状の変更（盛土（※）・切土（※）、擁壁の新設・除却・改築）を行う計画か

（※埋戻しは盛土にあたりません。　※根切りは切土にあたりません。）

**はい**

※　建築確認機関から「知事が盛土規制法への適合を証する書面（盛土規制法省令第88条証明書）」を

　提出するよう指示された場合には、本紙によらず、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条による適合証明書交付申請書」に関係図面を添えて、盛土規制法の担当窓口に御相談ください。

建築確認申請の際に

記入をした本紙を添付

ケース２

**盛土規制法の**

**許可申請又は届出が必要**

建築確認申請の際に

盛土規制法許可証の写しを添付

建築確認申請の際に

開発許可指令書の写しを添付

ケース３

**許可申請が不要**

ケース１

都市計画法の開発許可をもって

許可を受けたものとみなす

**はい**

**いいえ**

**いいえ**

都市計画法の開発許可が必要な計画か

**はい**

工事は、以下の①～⑤のいずれかに該当するか

**＜土地の形状の変更（盛土・切土、擁壁の新設・除却・改築）＞**

① 盛土で高さが１ｍ超の崖（※）が生じる（盛土で１ｍ超の高低差の擁壁を新設・除却・改築する）

② 切土で高さが２ｍ超の崖（※）が生じる（切土で２ｍ超の高低差の擁壁を新設・除却・改築する）

③ 盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の崖（※）を生じる（①、②を除く）

　　（盛土と切土を同時に行い、２ｍ超の高低差の擁壁を新設・除却・改築する）

④ 盛土で高さが２ｍ超となる（①、③を除く）

⑤ 盛土又は切土をする地盤の標高差（鉛直方向の厚さ）が３０ｃｍを超える土地の面積の合計が

５００㎡超となる（①～④を除く）

※　崖とは、地表面が水平面に対し３０度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、擁壁で覆う場合を含む。